

< ショートステイ利用料金について >

令和3年4月1日～

当施設をご利用するにあたり、食事や部屋代が安くなる制度がございます。

利用者(後、配偶者)の収入等に応じて、第1段階～第4段階に料金が分かれております。

『介護保険負担限度額認定証』については申請が必要です。

下関市役所 介護保険課 給付係までお問い合わせください。

※利用状況によりその加算額も異なります(裏面参照)

(一定以上の所得がある方は利用者負担額が2倍、または3倍になります。)

要支援1		段階	食事	居住費	1日料金
基本単位	523	第1段階	300	820	1,725
サービス提供体制強化加算 I	22				
介護職員処遇改善加算 I	45	第2段階	390	820	1,815
介護職員等特定処遇改善加算 I	15				
		第3段階	650	1,310	2,565
		第4段階 (非該当)	1,550	2,006	4,161
合計(利用者負担 1割)	605				

(一定以上の所得がある方は利用者負担額が2倍、または3倍になります。)

要支援2		段階	食事	居住費	1日料金
基本単位	649	第1段階	300	820	1,865
サービス提供体制強化加算 I	22				
介護職員処遇改善加算 I	56	第2段階	390	820	1,955
介護職員等特定処遇改善加算 I	18				
		第3段階	650	1,310	2,705
		第4段階 (非該当)	1,550	2,006	4,301
合計(利用者負担 1割)	745				

(一定以上の所得がある方は利用者負担額が2倍、または3倍になります。)

要介護1		段階	食事	居住費	1日料金
基本単位	696	第1段階	300	820	1,937
夜勤職員配置加算 II	18				
サービス提供体制強化加算 I	22	第2段階	390	820	2,027
介護職員処遇改善加算 I	61				
介護職員等特定処遇改善加算 I	20	第3段階	650	1,310	2,777
合計(利用者負担 1割)	817				

(一定以上の所得がある方は利用者負担額が2倍、または3倍になります。)

要介護2		段階	食事	居住費	1日料金
基本単位	764	第1段階	300	820	2,013
夜勤職員配置加算 II	18				
サービス提供体制強化加算 I	22	第2段階	390	820	2,103
介護職員処遇改善加算 I	67				
介護職員等特定処遇改善加算 I	22	第3段階	650	1,310	2,853
合計(利用者負担 1割)	893				

(一定以上の所得がある方は**利用者負担額**が2倍、または3倍になります。)

要介護3		段階	食事	居住費	1日料金
基本単位	838	第1段階	300	820	2,095
夜勤職員配置加算Ⅱ	18				
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	第2段階	390	820	2,185
介護職員処遇改善加算Ⅰ	73				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	24	第3段階	650	1,310	2,935
		第4段階 (非該当)	1,550	2,006	4,531
合計(利用者負担 1割)	975				

(一定以上の所得がある方は**利用者負担額**が2倍、または3倍になります。)

要介護4		段階	食事	居住費	1日料金
基本単位	908	第1段階	300	820	2,173
夜勤職員配置加算Ⅱ	18				
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	第2段階	390	820	2,263
介護職員処遇改善加算Ⅰ	79				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	26	第3段階	650	1,310	3,013
		第4段階 (非該当)	1,550	2,006	4,609
合計(利用者負担 1割)	1,053				

(一定以上の所得がある方は**利用者負担額**が2倍、または3倍になります。)

要介護5		段階	食事	居住費	1日料金
基本単位	976	第1段階	300	820	2,247
夜勤職員配置加算Ⅱ	18				
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	第2段階	390	820	2,337
介護職員処遇改善加算Ⅰ	84				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	27	第3段階	650	1,310	3,087
		第4段階 (非該当)	1,550	2,006	4,683
合計(利用者負担 1割)	1,127				

加算項目一覧表

	加算項目	単位	説明
常時加算	夜勤職員配置加算Ⅱ	18	夜勤職員の数が最低基準を1名以上上回っている場合
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	介護福祉士の割合が80%以上の場合
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数 ×8.3%	国が定めた介護職員に対する賃金改善のためのものであり、サービス利用料金に係る加算を含んだ単位に8.3%の金額が加算されます
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	総単位数 ×2.7%	国が定めた技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的としたものであり、サービス利用料金に係る加算を含んだ単位に2.7%の金額が加算されます

下記の加算はその加算の対象になる方や発生時に算定します。

加算項目	単位	説明
療養食加算	8/1食	療養食を提供した場合(糖尿病食や腎臓病食など)
送迎加算	184(片道)	利用者や家族等の事情等から送迎を行うことが必要な場合
緊急短期入所受入加算	90	緊急に利用者を受け入れた場合(7日限度)
長期利用者提供減算	-30	連続30日を超えて利用している場合、連続30日を超えた日から減算を行う
若年性認知症利用者受入加算	120	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービス提供した場合

※令和3年9月末まで基本報酬に0.1%上乘せとなります